

## 春の引っ越しシーズンに向けて異動の届け出

# 手続きはお早めに

進学や就職、転勤などで引っ越しをしたときは届け出や手続きが必要です。  
引っ越しに伴う住民異動手続きなどについてお知らせします。

市民課☎(88)9134

## 住民異動などの届け出一覧

市役所1階の総合案内で手続きについて案内しますので、お気軽にお声掛けください。  
この時期は窓口が大変混雑しますので、時間に余裕を持ってお越しください。

| 届け出内容                   | 届け出に共通して必要な物                                                                                                                                                                        | 左の物に追加に必要な物(お持ちの場合)                                                                                    | 届け出時期             |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ①転入届<br>ほかの市区町村から転入したとき | <b>届出人の本人確認書類</b><br><br>1点で確認できるもの<br>(顔写真付きの公的機関発行の証明書)<br>●マイナンバーカード<br>●運転免許証<br>●パスポート<br>●在留カード など<br><br>2点で確認できるもの<br>●健康保険証<br>●資格確認書<br>●年金手帳<br>●学生証<br>●預金通帳<br>●診察券 など | ●転出証明書(前に住んでいた市区町村で発行したもの)<br>●マイナンバーカード ●住民基本台帳カード                                                    | 引っ越してきた日から14日以内   |
| ②転出届<br>ほかの市区町村に転出するとき  |                                                                                                                                                                                     | ●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証<br>●資格確認書 ●介護保険証<br>●こども医療費受給者証 ●印鑑登録証<br>※あらかじめ転出先の住所、世帯主、転出年月日を確認してからお越しください。 | 引っ越す予定日のおよそ14日前から |
| ③転居届<br>市内で住所が変わったとき    |                                                                                                                                                                                     | ●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証<br>●資格確認書 ●介護保険証<br>●こども医療費受給者証 ●マイナンバーカード<br>●住民基本台帳カード                        | 引っ越した日から14日以内     |
| ④各種変更届<br>世帯主や構成が変わったとき |                                                                                                                                                                                     | ●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証<br>●資格確認書                                                                       | 変更があった日から14日以内    |

※届け出は、必ず本人または同一世帯の人が行ってください(代理人のときは委任状が必要)。

## 住民異動に伴うその他の主な手続き

住所が変わると次の手続きも必要になる場合があります。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

- 児童手当**  
こども課☎(88)8114
- 小・中・義務教育学校**  
学校教育課☎(88)9168
- 介護保険**  
長寿福祉課☎(88)8117
- 障害者手帳、重度心身障がい者医療**  
社会福祉課☎(88)8112
- 健康診査、予防接種、妊婦健診**  
健康づくり課☎(88)8123
- 上下水道・農業集落排水**  
水道お客様センター☎(63)7111
- 市営住宅**  
建築住宅課☎(88)9152

## 引越しワンストップサービスをご利用ください

マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルを通じてオンラインで転出届の提出と転入(転居)予約ができます。また、転入先での手続きや必要な物も確認できます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市民課☎(88)9134



引越し  
ワンストップ  
サービス

## 12月市議会定例会

# 議案20件・報告1件を可決

行政管理課☎(88)9120

12月市議会定例会は、11月28日から12月19日までの22日間の会期で開かれました。この議会では、令和6年度一般会計補正予算をはじめ、議案20件・報告1件が、いずれも原案どおり可決されました。その主なものを紹介します。

## 須賀川駅東西自由連絡通路条例の制定

須賀川駅東西自由連絡通路の令和7年1月25日からの供用開始に当たり、施設の設置、

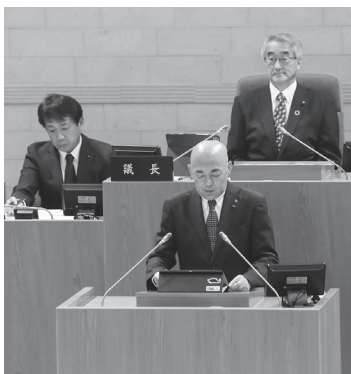
管理、利用方法、制限事項などを定めるため、新たに条例を制定しました。

## ながめまラボ条例の一部改正

旧長沼老人福祉センターを改修し、ながめまラボの施設とするため、休館日と使用料について、所要の改正を行いました。

## 老人福祉センター条例の一部改正

いわせ老人福祉センターをスポーツ拠点施設として合宿所に転用するため、所要の改正を行いました。



## 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正

介護保険法施行規則などの一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準と当該職員の員数に関する基準などの改正を行いました。

## 10月専決予算・12月補正予算・12月追加補正予算

## 一般会計に11億7,691万1千円を追加

今回の補正により、一般会計の予算総額は、369億476万3千円となりました。主な内容は、次のとおりです。

- ▶衆議院議員総選挙執行事業 5,347万2千円
- ▶情報システム管理事業 1億9,000万円
- ▶障がい者福祉サービス給付等事業 2,072万1千円
- ▶児童手当給付事業 2億5,404万5千円
- ▶こども医療費助成事業 4,894万円
- ▶乳幼児予防接種推進事業 2,755万7千円

※専決とは、議会を招集する時間的余裕が無いとき(地震や台風による災害復旧など)に、例外的に議会の議決を得ずに、市長が議会に代わって決定すること。なお、専決処分後は、次の議会で処分内容を報告し承認を求めなければならない。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

財政課☎(88)9121



補正予算の概要



俳句に関する情報をシリーズでお知らせします。

文化振興課☎(88)9172

## 俳句甲子園 東北練習体験会

昨年12月に「俳句甲子園 東北練習体験会」がtetteで開催され、県内外の高校生16人が参加しました。このイベントは、白熱した体験試合毎年8月に愛媛県松山市で開催される俳句甲子園への出場を目標に、俳句を作る力や鑑賞する力を高めるため、桔槔吟社をはじめとする県内の俳人の協力の下、俳句甲子園実行委員会の主催で開催されました。

俳句に関する講義や学校混合チームに分かれての体験試合が行われ、会場は本番さながらの熱気に包まれていました。



白熱した体験試合



俳句甲子園